

○工学院大学 建築学部の教育研究上の目的に関する規則

(平成23年2月14日 )

改正

(本規則設置の目的)

第1条 この規則は、工学院大学学則第1条に則り、建築学部の学部・学科における人材養成等教育研究上の目的を定めるものである。

(建築学部の教育研究上の目的)

第2条 本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える目を養い、さらに実践的かつ幅広い教育を通じて、建築および都市環境の創造・再生と新たに形成されてきている建築関連諸分野が今後求める専門家となる人材を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(建築学部各学科の教育研究上の目的)

第3条 前条に定める建築学部の教育研究上の目的を踏まえ、建築学部各学科の教育研究上の目的を次のように定める。

① (建築学部まちづくり学科の教育研究上の目的)

本学科は、地球規模の大きな社会状況の変化のもとで、これから私たちがより快適に住み続けられるためのまちの新しいあり方を考え、身近なまちについて考える様々な視点(つくり手・住まい手の両方からの視点)を身につけ、多角的な視点からまちの将来像を構想し、実現していく素養を身につけた人材を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

② (建築学部建築学科の教育研究上の目的)

本学科は、安全で快適な生活の場を構築することを目的として、大量生産・大量消費時代の新規供給中心の建築ではなく、安全で環境負荷の少ない生活環境の創造と維持を実現する建築の考え方を教育の中心に据えて、これからの新しい建築のあり方を規定するための高度な要素技術(計画、構造、設備、生産)を身につけた人材を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

③ (建築学部建築デザイン学科の教育研究上の目的)

本学科は、単に美しいだけではなく、機能的にも優れ、快適で使いやすい、人間のための建築デザインとは何かを考え、新しいデザインのあり方を創造・発信するとともに、環境への配慮や人間の生活の質(Quality of Life)の向上をも考慮した建築の設計・提案をできる人材を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか本学部の教育研究に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、学長が教授総会の意見を聴いて行う。

附 則

この規則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。